

平成26年白老町議会議案説明会会議録

平成26年 9月 5日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時35分

○議事日程

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明

○出席委員（14名）

1 番 氏 家 裕 治 君	2 番 吉 田 和 子 君
3 番 斎 藤 征 信 君	4 番 大 淵 紀 夫 君
5 番 松 田 謙 吾 君	7 番 西 田 祐 子 君
8 番 広 地 紀 彰 君	9 番 吉 谷 一 孝 君
10番 小 西 秀 信 君	11番 山 田 和 子 君
12番 本 間 広 朗 君	13番 前 田 博 之 君
14番 及 川 保 君	15番 山 本 浩 平 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総合行政局長	岩 城 達 己 君
総合行政局財政担当課長	安 達 義 孝 君
総合行政局企画担当課長	高 橋 裕 明 君
総 務 課 長	大 黒 克 己 君
税 務 課 長	小 関 雄 司 君
生活環境課長	竹 田 敏 雄 君
生活環境課町民活動担当課長	中 村 英 二 君
産業経済課長	石 井 和 彦 君
健康福祉課長	長 澤 敏 博 君
健康福祉課高齢者介護担当課長	田 尻 康 子 君
上下水道課長	田 中 春 光 君
教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
食育防災センター開設準備担当課長	葛 西 吉 孝 君

子 ども 課 長	坂 東 雄 志 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
監 査 委 員	菅 原 直 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 9 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。
(午前 10 時 00 分)

○議長（山本浩平君） 定例会 9 月会議に町長から提案のあった議案は、条例の制定 3 件、条例の一部改正 3 件、各会計の補正予算 3 件、組合規約の変更 1 件、委員の選任同意 1 件、市町村計画の策定 1 件、認定 3 件、報告 5 件、合わせて 20 件であります。順次議案の説明をいただきます。日程第 1、議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 8,744 万 8,000 円の追加で歳入歳出それぞれ 101 億 6,251 万 3,000 円の補正でございます。今回の補正の主なものには地域活性化効果実感臨時交付金事業、がんばる地域交付金でございます。本年度国の経済対策による交付金でございます。この交付金につきましては、平成 25 年度に補正いたしました町営住宅外壁改修事業、緑丘小学校耐震改修事業と今年度の萩野小学校屋内運動場増改築事業が算定となる事業でございます。3 事業合わせまして 3 億 497 万 3,000 円の事業費で、そのうち町負担としては 1 億 1,328 万 8,000 円が基準となる金額でございます。国から示されている交付率、これは財政力指数で 0.26、プラス行革努力ということで 0.1 上乗せありまして 0.36 の指数を掛けて乗じたものが今回の交付額 4,078 万 4,000 円の交付額になっております。この補正の内容につきましては今歳出のほうでご説明申し上げます。その他もう 1 点として、地域の元気臨時交付金繰入金事業でございます。昨年から本年度に基金に繰り入れをして今年度行っている事業の一部事業が終了いたしまして入札差金が出ております。それを調整しまして新たな事業にまた充当しているというような内容になっております。

それでは 3 ページでございます。「第 1 表 歳入歳出予算補正」及び 4 ページの 2 歳出については記載のとおりでございます。

5 ページの「第 2 表 地方債補正」ですけれども、これについても歳出のほうでご説明させていただきます。続いて、歳入歳出事項別明細書については 13 ページの歳出のほうからご説明申し上げます。2 歳出、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、臨時職員経費 84 万 5,000 円の増額補正でございます。共済費、賃金の補正でございますが、一般職員の体調不良職員がございましてその部署に 1 名の臨時職員を配置するものでございます。半年分の計上でございます。財源は一般財源でございます。7 目財産管理費、財産管理事務経費 31 万 4,000 の増額補正でございます。工事請負費として、これは子育て世代移住者等定住促進支援事業で町民の方から町有地の売却要望がございまして末広 2 丁目の土地が売却予定となっております。その土地について汚水柵の設置がされてございませんでしたのでその設置に係る費用の計上でございます。これも全額一般財源でございます。6 項 1 目監査委員費、監査委員経費 1 万 9,000 円の増額補

正でございます。旅費として計上しております。これは新監査委員の菅原監査委員の交通費、萩野のからの通勤ということで補正をしております。これも一般財源でございます。次に4款環境衛生費、1項3目予防費、予防接種事業経費465万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては10月1日より制度化されます水痘症、水痘瘡の予防接種と高齢者肺炎球菌予防接種に係る経費でございます。まず水痘症の対象者はゼロ歳から4歳児でございます。対象者421人中、接種率を55%と見込んでおり230人分、1人当たり8,500円計上しまして195万5,000円。

次に高齢者肺炎球菌予防接種、これは65歳以上の方が対象となります。対象者は1,545名中、約35%の接種率を見込みまして550人分、1人単価4,500円でございます。その経費が247万5,000円、自己負担は3,000円でございます。次の14ページでございますけれども、扶助費として肺炎球菌予防接種に係る分でございますが町外の医療機関で接種を受けた場合については領収証を元に償還払いということで4,500円掛ける50人分を見込んだ計上となっております。この経費は全額一般財源でございます。

次に2項4目墓園費、白老霊園及び町有墓地管理経費6万9,000円の増額補正でございます。修繕料でございますが、これは7月8日の地震の発生で霊園内の給水栓が破裂したということで緊急的に対応してとり行ったものでございますが、当初予算と同額6万9,000円、当初よりも1カ所直す予定でございましたがその経費が不足になったということで今回補正させていただくものとなります。これも全額一般財源でございます。

次に6款農林水産業費、1項1目農業委員会経費122万9,000円の増額補正でございます。これは報酬として農地相談員36回分の報酬と賃金につきましては農業委員会の議事録作成に伴う臨時職員の賃金36日分、22万5,000円でございます。委託料としては農家台帳のデータ更新の追加として2万6,000円。それと同じく農家台帳システム改修業務委託料として86万4,000円の計上でございますが、農業委員会に係る分については農業委員会活動促進事業交付金、道補助金が交付され、この財源が54万6,000円、一般財源が20万7,000円の減となっております。また農家台帳のシステム改修については農地情報公開システム、整備事業補助金として104万2,000円の交付がございますので、一般財源が15万2,000円というマイナスということの財源になっております。合計につきましては道補助金158万8,000円の増、一般財源は35万9,000円の減となっております。次に3目農業振興費、農業基盤整備促進事業2万3,000円の増額補正でございます。これについては農業負担金として農業基盤整備促進事業を特別賦課金として昨年度より農業基盤整備促進事業、暗渠排水対策を行っている事業費につきまして北海道土地改良事業団連合会への負担金が生じたことにより計上しております。これについても一般財源でございます。

次に16、17ページ、2項2目白老ふるさと2000年ポロトの森管理費でございます。ポロトの森自然休養林自家用電気工作物補修事業175万9,000円の増額補正でございます。工事請負費としてポロト自然休養林の電気工作物の補修でございますけれども、今年度の電気保安協会の定期検査で一部指摘されまして改修を伴うものでございます。休養林の電源につきましては栄高校から沢伝いに休養林に電線が埋設されておまして、栄高校のところにかかっている電

柱のトランスの改修、それと休養林内にある電柱の傾きの補修と分電盤の補修を行うものでございます。全額一般財源でございます。

次に8款土木費、2項1目道路維持費、道路施設維持補修経費593万9,000円の増額補正でございます。これは委託料として舗装道路補修でございますが、町道上の舗装の穴ぼこの補修でございます。半年分として117トン分のアスファルト合剤を使用し改修する経費でございます。これも全額一般財源でございます。

次に町道改修事業、工事請負費として、まず北吉原西通り補修工事、これにつきましては238万7,000円これは入札差金でございます。次に虎杖浜海岸通り舗装補修工事、これは差し引きしておりますけれども一部もう事業施行で55万1,000円の減額がございます。総額としては1,026万円の工事概要になっております。ここは当初施工した場所は登別方面から施工しておりますがスイコウさんの前で終了してはおりますけれども、今回の補正につきましてはスイコウさんの付近からアヨロ川の橋の付近まで延長500メートルのオーバーレイを施工するものでございます。まず財源としては地域の元気臨時交付金基金入札差金分で294万円の減、一般財源が2,000円の増、それと今回虎杖浜海岸通りのオーバーレイということでがんばる地域交付金を1,026万円充当するものでございます。

次に道路排水処理事業456万9,000円の増額補正でございます。工事請負費として石山1番線道路排水処理工事を行います。これは常時降雨するたびに道路上に水がたまるということでその町道を通る町民の方から要望をいただいております。これは場所的には阿部牛さんの横から北海園芸、永楽畜産に入ってくる道路でございます。そこに雨水枘40カ所と横断管延長360メートルを設ける工事でございます。これは地域の元気臨時交付金基金を充当するものでございます。

次に4目交通安全施設整備費、役場前人道跨線橋改修事業55万3,000円は入札差金でございます。この事業につきましては地域の元気臨時交付金を充当しております。基金については5万4,000円の減、一般財源が49万9,000円の減となっております。

次に18、19ページでございます。9款消防費、1項2目非常備消防費、消防団員安全装備品整備事業95万9,000円の増額補正でございます。備品購入の補正でございますが、消防団員等公務災害補償共済基金様からの補助を得まして今回トランシーバー40台を消防団に配備するものでございます。財源としては諸収入95万8,000円、一般財源1,000円でございます。

次に4目災害対策費、災害対策経費48万2,000円の増額補正でございます。これは職員手当で7月8日の地震の際の災害対策本部を設置し、見回り等を行ったときの職員71名分の時間外手当でございます。これは全額一般財源でございます。次に10款教育費、2項1目学校管理費、小学校耐震化対策事業2,419万3,000円の増額補正でございます。まず需用費につきましては9万8,000円、これは事務費でございます。次に委託料は旧竹浦中学校の耐震化診断の委託料633万9,000円。工事請負費としては萩野小学校屋内運動場の解体工事でございます。この財源としては学校施設環境改善整備改善交付金986万4,000円、がんばる地域交付金892万2,000円、地方債530万円、一般財源10万7,000円となっております。

次に虎杖浜小学校屋内消火栓ポンプ取りかえ事業でございます。6万5,000円の減額補正で

ございます。これは入札差金でございます。この財源は地域の元気臨時交付金基金の減額でございます。次に 20、21 ページでございます。旧竹浦中学校校舎改修事業、工事請負費として旧竹浦中学校校舎棟内部改修工事でございます。1,846 万 9,000 円の計上でございます。それと同じく旧竹浦中学校校舎遊具設置工事、小学校用の遊具を新設するものでございます。311 万 3,000 円、この財源につきましてはがんばる地域交付金を全額充当するものでございます。

次に 5 項 3 目図書館費、図書館等備品経費 1 万円の計上でございます。これは佐藤津田子様からご寄附をいただいて図書を購入するものでございます。財源は寄附金でございます。

次に 6 項 1 目保健体育総務費、スポーツ団体支援事業経費でございます。34 万円の計上でございます。これは補助金として児童生徒スポーツ大会派遣経費に助成するものでございます。大会の出場につきましては第 31 回全日本少年野球北海道大会、釧路市で開催された白老中学校の出場でございます。

次に 35 回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団野球交流大会、旭川で開催、白老少年野球クラブが出場しております。第 25 回全日本女子軟式野球大会、東京で開催され、白翔中 3 年生 1 名と白老東高校 1 年生の 2 名が出場しております。次に 33 回全日本ジュニアバドミントン選手権大会、芽室町で開催され、白老中学校 1 年生 1 名が出場しております。最後に第 33 回北海道小学校バドミントン大会、これは滝川市で開催され、萩野小学校 5 年生の 1 名が出場しております。これは全額一般財源でございます。

次に 2 目体育施設費、柔剣道場屋根改修事業 387 万円の増額計上でございます。工事請負費として屋根改修工事でございますが、当初より予算計上しておりましたが波型鉄板の改修工事を計画しておりましたが一部陸屋根の部分もございましてそのこの損傷が激しいということで追加工事するものでございます。この財源としては地域の元気臨時交付金基金を充当するものでございます。

次に 7 項 1 目給食センター管理運営費でございます。給食センター事務経費 363 万 6,000 円の計上でございます。これは委託料として学校給食管理システム改修業務委託料でございます。これは来年度から供用開始の食育防災センター運営で調理の変更に伴いまして釜別の調理業務、それから今度は材料を自前で発注することによって在庫管理、それと業者別の発注契約書等、物資購入、以上のようなものが必要となりシステム改修が必要になったための計上でございます。これは全額一般財源でございます。次に給食センター運営経費 74 万 9,000 円の計上でございます。委託料として、これは放射能物質検査の不足分でございます。当初計上していたものが消化されまして 10 月以降、来年 3 月までのものでございますけれども、福島地方の安価な野菜を購入するために必要として野菜等の検査を委託するものでございます。これも全額一般財源でございます。

次に 22、23 ページでございます。11 款災害復旧費、2 項 1 目公立学校施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業 406 万 1,000 円の増額補正でございます。工事請負費でございますが緑丘小学校屋内運動場外壁等復旧工事でございます。これにつきましては 7 月 8 日の地震の際に一部外壁が欠落、落下したことに伴いまして補助災害の認定を受けましたが一部認定されない部分については単独災害で発注事業を執行することとなっております。財源につきましては

公立学校施設災害復旧国庫負担金 121 万 2,000 円と公立学校施設災害復旧事業債、補助分として 220 万円、単独分として 60 万円、計 280 万円の起債を起こすものでございます。一般財源は 4 万 9,000 円でございます。

次に 3 項 1 目その他公共施設・公用施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業 39 万 2,000 円の増額補正でございます。工事請負費として、しらおい経済センター外壁復旧工事でございます。これも 7 月 8 日の地震の際に一部外壁が欠落したということでの補修でございます。これについては全額単独公共施設災害復旧事業債、単独災害でございますけれども 30 万円の起債の発行と一般財源は 9 万 2,000 円でございます。

次に 14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、各種基金積立金 102 万 9,000 円の増額補正でございます。教育振興基金積立金は 1 万円については札幌市の大淵守様からのご寄附でございます。また商工業振興基金積立金 100 万円は心のリゾート海の別邸ふる川様からの寄附で観光振興という目的で寄附をいただいております。また 1 万円は札幌市の匿名の方でございますがご寄附をいただいております。

次に 24、25 ページでございます。水産業振興基金積立金として前田育子様から 9,000 円をいただいております。以上で歳出の説明を終わりますが、次に歳入について特定財源はただいま申し上げましたので、一般財源の部分の説明申し上げたいと思います。

9 ページをお開きください。まず平成 19 款繰入金、1 項 9 目地域の元気臨時交付金基金繰入金でございますけれども、538 万円、これは特定財源で先ほど説明していますがなかなか聞き取りでわからないということで再度この中のご説明申し上げます。まずマイナス表示の部分は今回入札差金が出ている事業でございます。石山 1 番線道路排水にこの入札差金分を含め増額した分の 456 万 9,000 円を充当し、柔剣道場屋根改修事業にも 387 万円の繰入金を充当するものでございます。これによってまだ事業が執行されていない事業もございますので、その入札差金も今後調整してまいりたいと考えております。これは 12 月でまたこの部分、入札差金を今年度中に使わないと戻す形になりますのでこの部分についてはまた再度 12 月補正の中で調整はさせていただくこととなります。

次に 20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 1,199 万円の補正でございます。今回の補正に伴いまして、この金額を充当するものでございます。6 月の 3 号補正の残が 2,287 万 3,000 円ございましたので、今回の充当 1,199 万円を差し引きしますと、残 1,088 万 3,000 円が残として残りまだ留保する金額となります。

次に 11 ページでございます。22 款町債、1 項 3 目臨時財政対策債、臨時財政対策債については 7 月の交付税算定で決定されております。交付額が 4 億 2,823 万 4,000 円ございまして当初の予算が 4 億 2,200 万円でございますので、今回その差額分 623 万 4,000 円を充当するものでございます。それと参考に 4 月の普通交付税が算定ございまして確定をしております。今回の交付は 35 億 2,036 万円の交付でございます。予算対比 1 億 36 万円の増加になっております。前年度対比では 4,086 万 6,000 円の減となっております。主な要因としては基準財政需要額で人口を基本とした行革努力や地方経済活性化の成果指標を反映した地域の元気創造事業費、これは本年度情報もなくして予算上は算定してはおりませんでした。この経費が約 7,450 万

8,000円増となっております。その他単位費用、補正係数等で全般的には減少となっておりますけれども、一部厚生費の中の社会福祉費や保健衛生費で増加したものがございまして、結果的に1億36万円の増となっております。以上のとおり、今回の補正予算のご説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） おはようございます。何点かお聞きします。19ページのまず消防団安全装備品のトランシーバー40台ということですが、具体的にどのように利用される予定なのかということと、それと消防団あちこちにありますが、それをそれぞれ分団ごとに置くのか、それとも一括してそういうふうにやっていくのか、その辺もうちょっと詳しく利用方法なども含めて教えていただきたいと思います。2点目21ページのスポーツ団体支援事業経費、児童生徒のスポーツ大会の派遣費なのですが、生徒の派遣費用と指導者の派遣費用をそれぞれ細かくもうちょっと詳しく教えていただけませんか。それと全道に行った場合と全国に行った場合と派遣費用が違うのかどうかその辺も教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員、この内容については本会議のときに聞いていただいて、今の説明でどうしてもわからないというか、再度どうしても説明いただきたいものはいいですが、基本的には本会議で聞いていただきたいと思います。

○7番（西田祐子君） 本会議で聞くほどでもないかと思ったものですから。皆さんわかればいかと思ったのですが、わかりました。そしたら結構です。本会議のときに教えていただけるのですか。

○議長（山本浩平君） 本会議のときに質問していただければ結構です。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 21ページの給食センターの準備運営のところで食品の放射線検査ということなのですが、そのことについてももうちょっと資料とかいただいて何をどんなふうに検査するのかというのが全然今意味がわからなかったものですから、その辺もちょっと聞きたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ありませんか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 6ページの国庫支出金の9目の地域活性化・効果実感臨時交付金、これについて補正予算の中で審議の参考にしたいと思いますので制度の内容を口頭説明があったのですが、目的とか、今説明を受けたらほとんどハードというか公共施設の整備にいつてしまっているのだけれども、これは元気ついていますから地域活性化ですから本当の産業の活性化とかソフトとかそういうものも使えるのかどうか、その辺ちょっと資料を整理して配付していただきたいと思います。それでないと全然中身わからないので、本来そういう部分で予算計上していると思いますけれども、もっと使える項目がたくさんあるのであれば我々議会も審議してきてもっと重点的な予算の使い方になるのかどうかと思いますので、そういうものが

国からきていれば整理して出していただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 今の点なのですけれども、資料要求ということになるのですがそれは可能ですか。では議長名で請求をさせていただくということにいたしたいと思います。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 9ページの地域の元気臨時交付金基金繰入金なのですけれども、これがちょっと入札差金とかで出入りが多いのですが余った分にはまだ今後事業で使えるということなのですが、その余りの金額というのはどの程度残っているのかだけ教えていただけますか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず執行していない事業が2本ほどございますので、その事業が執行したことによって入札差金、出ない可能性もありますけれども多分出てくると思います。それと残りこの事業の計上している今まで7,835万3,000円計上していますけれども、まだこの基金に計上していない金額が130万円ほどございます。それにつきましては残った小学校の給食室の改修事業がございます。700万のほど当初より計上しております、そこに交付金を充当して一部起債も充当しておりますのでその執行状況を見ながらそちらのほうに充当してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号でございます。平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ32億1,513万7,000円とする補正でございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。次に歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。

6ページをお開きください。歳出2款1項1目一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費につきましては前年度決算剰余金の繰り越しに伴う財源振替でございます。財政調整交付金の減でございます。次に9款1項1目国民健康保険事業基金積立金、国民健康保険事業基金積立金40万円の計上でございます。これにつきましては白老町国民健康保険事業基金条例第2条規則に基づき前年度決算剰余金347万7,000円の100分の10以上の額でございます40万円を積み立てるものでございます。今回40万円を積み立てることによって基金保有額は約130万3,000円となる予定でございます。

次に4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては歳出で説明させて

いただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは議案第3号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は定例会7月会議で議決いただいた白老下水終末処理場電気設備工事において発生した入札差金のうち、国との事業調整を経て整理を行った結果生じた不用額見合いについて歳入歳出それぞれに3,062万4,000円を減額する補正でございます。具体的な内容でございますが予定価格に対し発生した2カ年工事費の差金総額1億6,967万8,000円のうち、26年度分として発生する差金額6,888万円を次年度予定しておりました事業を1年繰り上げて前倒し執行することと、当初予算の中で計上済みの雨水管の施設工事の執行に当たり予算編成後現在に至るまでの間に著しく上昇した資材費、労務費単価に対応させるため不足する見合い額について充当するものであります。今回このような繰り上げ執行等による事業調整を行う27、28年度で予定する事業費全体額の膨らみを抑え、年度ごと事業費の平準化が図られることとなります。またこれらに関連する補助事業の変更申請については北海道を通じ国に進達しておりましたが本日づけで事業承認が得られる見込みが立ったことから、補正予算提出を行うものでございます。

それでは歳出のほうからご説明いたします。事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。1款公共下水道事業費、2項1目下水道施設費、右ページの説明欄の（1）管渠及び処理場整備費の13節委託料、設計監理等委託料について1,145万6,000円の増額ですが、ここで次年度に実施予定としていた処理場改築に係る実施設計業務委託料等を計上するものであります。15節工事請負費、施設整備工事、管渠・処理場整備工事費4,208万円の減額については次年度実施予定工事の前倒し執行と今年度執行予定工事の不足分調整を行った結果による不用額見合いについて減額計上するものでございます。

続きまして歳入でございます。6ページ、7ページをお開きください。1款分担金及び負担金、1項1目都市計画下水道事業受益者負担金につきましては、歳出の減額見合い調整額として106万8,000円減額計上するものであります。次に3款国庫支出金、1項1目都市計画事業補助金につきましても歳出の事業減額見合い分2,225万6,000円を減額するものであります。次に7款町債、1項1目下水道債につきましても歳出の事業減額見合い分730万円を減額計上するものであります。

続いて4ページに戻っていただきます。「第2表 債務負担行為補正」につきましては実績見合いに基づく負担額の減額であります。5ページ、第3表地方債補正につきましても事業予算

減額に伴う限度額の補正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。日程第4、条例制定の3件の議案説明についてであります。ご覧のとおり提案の新制定の条文は長文となっております。そのため条文の朗読を省略させ、提案の条例の概要と条文については特に留意する必要がある部分などについて資料により簡潔に説明させることといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

日程第4、議案第4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。この3議案については、子ども・子育て支援法の公布、児童福祉法の一部改正等により教育・保育施設、地域型保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があり、条例提案されておりますので一括して説明をお願いいたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは今お話のありましたとおり、議案第4、5号、6号について一括でご説明したいと思っております。資料は議案第4号、6号説明資料等ございます。子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定についてという（概要）というところを開いていただきたいと思います。1. これまでの経過と条例制定の趣旨と、先ほど議長のお話もありましたが、子ども・子育て支援法の公布に伴いましてこの基準を整理してそしてそれに基づいて条例を制定するというところでございます。一つが子ども・子育て支援法、そして二つが認定こども園法の一部を改正する法律、それから三つが関係法律の整備等に関する法律、これが子ども・子育て支援法の関連3法というものでございまして、この新制度に取り組むための平成27年4月から開始されることとなります、そのための条例の各種基準に基づく条例の制定ということでございます。それでは条例制定の趣旨について一括ご説明させていただきます。新制度で新設させる家庭的保育事業等について既存の認可基準がないため、認可主体である市町村、「認可」及び「確認」、確認のため「設備及び運営に関する基準」として新たに定める必要があります。また教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は「認可基準」を満たすとともに新制度に給付対象となるための「運営に関する基準」を満たす必要があります。

すということで、その表にございますとおり、ここに太線で書いてある部分がこの条例制定の範囲でございます。給付をするためにその市町村は確認する行為がございます。そのために教育・保育施設のこの部分でいう認可主体は認定こども園、幼稚園、保育園は北海道が認定します。ここを四角にくくっていますが運営基準のところを確認するのは白老町ということでございます。もう一つが地域型保育事業、これが新設なのですけれども、先ほど言いました小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これらの小規模保育事業がこれが白老町が認可して、そして確認するというところでございますので、この四角の黒く塗った実線の部分が今回の条例の意味合いとするところです。また米印になっておりますが放課後児童クラブの設備及び運営、現行は厚労省の放課後児童クラブガイドラインに基づいて実施しておりますが今回新規事業を制定したものでございます。

次のページを見ていただくと2、制定する条例です。白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これは児童福祉法が根拠です。それから白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める、この部分は子ども・子育て支援法が根拠でございます。それから白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める運営基準、ここが児童福祉法でございます。これらの根拠法令に基づいて今回条例を制定するわけでございます。

続きまして、3、白老町における条例制定の考え方でございます。この今言った三つの運営に関する基準、それぞれ省令に基づいてきている基準でございます。その基準に基づいて、うちのほうはそれを基準、準拠して今回準用するという方を方針としました。そのため基準どおりということでございます。ここで国が省令で定める基準は新制度において新たな基準でありということで白老町においては、ここでアンダーライン引いておりますが3条例とも国の基準を準用することを方針としますということでございます。次に3ページ目、4、条例の概要でございます。条例の概要として最初にご提案しております議案第4号の白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準でございます。この部分は新制度は教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加えて小規模保育事業、1ページ目に戻りますが先ほど言いましたこの実線で黒塗りしました小規模保育、家庭的保育、居宅訪問、事業所内保育、これらを市町村による認可基準として児童福祉法に基づく地域型保育給付の対象と位置づけて進めていくと。この条例の制定に意味合いとしては多様な施設や事業がそこに事業者が参入できるような、そういうことでまずは基準を決めて条例を決めまして、そこにこの内容であればいけるというような事業所があればそういったところ入っていただくということでございます。ただその部分についても白老町においては厚生労働省令の定める基準を準用することが適切と判断し、新たな事業所等を認可しますということでございます。続きまして先ほど小規模保育事業についてお話ししましたが、これは6人以上19人以下ということでございます。利用定員数は白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の中で条例の第3条に規定されております。ではこの家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の主な認可基準ということでございます。ここに保育所と小規模保育所の違いを比較表を持ってきております。保育所のほうは左側でございますので見てください。次に小規模保育所というのがありま

す。A型というのは保育所分園、ミニ保育園に近い類形であります。C型というのは家庭的保育（グループ型小規模保育）というのに近い類型ということでございます。これらの中間型がB型ということでございます。それで6人以上19人の中でそれぞれ国のほうでA型、B型、C型と載っていてその基準としてこういう基準がございましてということでございます。まず職員数については保育所の配置基準がA型、B型ともそうなのですがけれどもC型についてはゼロ歳から2歳児は3対1、3人の児童の方に対して1人の保育士という考え方でございます。また補助者を置く場合には5対2ということでございます。続きまして資格です。A型については保育士、B型については2分の1以上の保育士、C型は家庭的保育者といひまして市町村長が研修を修了した者について認めるということになればそれを家庭的保育者と認めてそれを資格とします。それから保育室についてはA型、B型とも同じです。ゼロ歳から2歳という部分でC型については3.3ということになっております。また給食の部分もA型、B型、C型も自園調理、そして調理設備、調理員を配置するというので、ここは同じでございます。

続きまして4ページ目、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業は利用定員が5人以下で家庭的な雰囲気の下、小人数を対象にきめ細かな保育を実施する。そして居宅訪問型保育事業、居宅です。つまり家に行って1対1を基本とするきめ細かな保育です。それから事業所内保育、これは企業の中にそういう主として従業員の子供が地域において保育を必要とする子供に対する保育でございます。そこに書いています利用定員数についてはこれから説明します保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第37条に規定しています。主な基準でございます。まず条文というのがあります。ここにそれぞれ条例の条文の番号が載っております。そして下のこちらのほうに三つ家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅型訪問事業ということでございます。そこでは家庭的保育というところではゼロ歳から2歳までの扱いで3対1、家庭的保育補助者を置く場合は5対2ということでございます。また事業所内は定員20名以上、保育所の基準と同様ということですが、19名以上については小規模保育事業のA型、B型が基準になっております。それから居宅訪問型はゼロ歳から2歳まで1対1、そして資格について家庭的保育事業所は家庭的保育者、この居宅訪問型については必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等の知識及び経験を有する市町村が認めるものでございます。それから保育室の関係はこういう形になっています。そして給食については居宅訪問型保育事業についてはなしということでございます。

次に（2）白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ということでございます。もう一度申しわけないのですが戻っていただきまして、この1ページを見ていただきますと教育・保育施設というのは何であるかということで認定こども園、幼稚園、保育園でございます。地域型保育事業は先ほどご説明しました小規模の部分でございます。この部分については内閣府省令で定める基準を踏まえて、その基準に準用することが適切であると判断し、その内閣省令のとおりでございます。確認主体ということで、この部分は先ほどいいましたように市町村が確認する主体なわけでございます。そのための条例の制定でございます。市町村は各施設・事業の利用定員を定めた上で確認をするのでということでございます。利用定員と認定区分ということになっております。特に新制度の施行において認

定こども園の部分が結構細かくつくられておりますが、そういったところが大きい基準の変更なのかと思います。あとは第8条ということで認定区分というのがあります。ここは年度途中の人数変動に対応できるように認定区分を持っております。認定区分1号というのは教育のみ。つまり認定こどもより幼稚園でございます。それから2号、3号というのがそれぞれ保育の必要性のあるということでございますので、認定こども園及び保育園の対象になります。2号というのは3歳から5歳、3号というのはゼロ歳から2歳です。そういう区分になっております。それぞれこれを白老町は確認していくということでもあります。続きまして対象施設及び事業についてはここに法人格、いろいろ国会の中でも議論になっておりましたけれども法人格を認めるもの、法人でない場合も対象とするということで教育・保育施設については法人格を求めます。地域型保育事業者については法人でない場合も対象としますと、ここが大きな違いでございます。続きましてこの丸の三つ目のところです。運営基準の遵守のため市町村が指導監査を行うということでございます。ここがまた大きな点でございます。上のほうに、さらに国の定める基準を踏まえ、区分経緯など給付の対象施設・事業として求める運営基準を市町村が条例で定めるのだということでございます。続きまして最後です。6ページ目、白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということでございます。これはいわゆる放課後児童クラブ、うちのほうには5クラブありその基準を定めるということでございます。先ほどご説明したとおり今までそういう基準というのが国でもなかったわけです。この部分については今回その基準として今まであったのが厚労省の放課後児童クラブのガイドラインというものでございますが、それとの比較ということでつくっております。留守家庭児童につき家庭、地域等と連携し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能とすると。ここは放課後児童クラブの考え方でございます。それに目的として児童健全を図るのだと。今回支援法の公布により児童福祉法が改正されまして放課後児童健全育成事業の設置及び運営については、厚労省の省令に基づいて事業実施における基準を市町村が条例を定めることになりました。そのために今回条例を制定するということでございます。白老町においては国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情は認めないということから、当該基準を準用することが適切と判断しますということでございます。それで放課後クラブの主な変更点ということで現行とそれぞれが載っております。まず指導員資格です。この部分は今まではなかったわけですが、この部分都道府県知事が行う研修を修了したものということでございます。そして指導員の員数でございます。これも員数の定めがなかったのです。ところが今回放課後の児童支援員は支援の単位ごとに2人以上配置する。うち1人を除き補助員の代替を可能ということでございます。またクラブについては1クラブ40人以下ということになっています。または開所日数についても変わらないです。原則としてということでございます。開所時間も変わりません。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

ここで暫定休憩をいたします。

休 憩 午前11時 6分

再 開 午前 11 時 15 分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第 4 号、5 号、6 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 4 号、第 5 号及び第 6 号の議案説明を終わります。

日程第 5、議案第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第 7 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

次のページの議案説明をお開きください。職員の給与に関する条例の一部改正について。町立国民健康保険病院の経営を継続する強い意思を示すとともに、病院経営の安定化に質するため、医師職について自主削減を実施することとし、本条例の一部を改正するものであるということで、8 月 26 日の全員協議会におきまして町立病院の院長から表明されましたが 10 月から医師職の給与を自主削減するものでございます。削減につきましては一般職と同様、月額給料からおおむね 10 万円程度ということの削減ということで、それを割り返してその率 7% の削減という形になってございます。なおこの条例につきましては来年の 3 月 31 日までということで、附則であらわしてございますが、これによる削減の効果額は半年分でございますが医師 3 名によりまして約 170 万円を予定してございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 7 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） 今、3 名で約 170 万円と言いましたけれども、これは常勤のお医者さんのみ 7% の削減ということで、その他の臨時職とかそういう人たちとかは一切関係ないということでしょうか。そこだけもうちょっとお願いします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の条例で規定されている部分につきましては、あくまでも常勤の医師 3 名のみということになってございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 7 号の議案説明を終わります。日程第 6、議案第 8 号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第8号でございます。白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議8-2をお開きください。議案説明でございます。母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、本町が実施している重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成事業におけるひとり親の定義において同法を引用している条項について所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

次に議8-3をお開きください。新旧対照表でございます。第2条、第2項第1号は、法律の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法と改められたことから改正するものでございます。次に同項2号は改正後の法律において配偶者のない男子の定義規定が加えられたことに伴い改正するものでございます。なお今回の改正により助成対象要件や助成内容等に変更はございません。次に議8-1をお開きください。附則でございます。この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関しまして、特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。日程第7、議案第9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） それでは議案第9号、白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。議9-2の議案説明をご覧ください。町住宅条例に引用されている法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正されたことによる一部改正であります。従来から対象としていた中国残留邦人等から中国残留邦人等及び特定配偶者に改められたことから、当該対象者を町営住宅の入居資格者として定めるための改正であります。次に議9-3の新旧対照表をご覧ください。第6条の入居者資格であります。第2項、5号であります。改正前のまたは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律から、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律と変更となっております。また下段のアンダーラインの部分が追加となっております。なお特定配偶者といえますのは中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者になっていたものことであります。以上で説明を終了いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

14番、及川保議員。

○14番（及川 保君） 単純なことなのですからけれども、施行年月日を今言っていないので。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） すいませんちょっと外れていました。附則として、この条例は平

成 26 年 10 月 1 日から施行するでございます。すいませんでした。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 9 号の議案説明を終了いたします。

日程第 8、議案第 10 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第 10 号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明をいたします。次のページの議案説明をお聞きください。平成 27 年 4 月 1 日づけで、根室北部廃棄物処理広域連合が新たにこの組合に加入することに伴いまして、組合理約を変更するものでございます。以上で説明を終了いたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 10 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 10 号の議案説明を終わります。日程第 9、議案第 11 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。この議案は人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布される議案であります。よって本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

次の日程に入る前にお諮りいたします。日程第 10、議案第 12 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の議案についてであります。ご覧のとおり提案の計画は長文となっております。そのため、計画本文の朗読を省略させ計画の概要について資料により簡潔に説明させることといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

日程第 10、議案第 12 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての議案について説明をお願いいたします。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） それでは議案第 12 号でございます。白老町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。議 12-2、議案説明です。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日に施行され、本町が新たに同法に基づく過疎地域として公示されたことから、過疎地域自立促進特別措置法の第 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお本計画は同法の第 6 条第 4 項の規定に基づき北海道とあらかじめ

め協議を行っております。計画の概要についてご説明いたします。まず計画の位置づけの関係ですが、計画の性格趣旨につきましては過疎法の目的というのは過疎地域の自立促進を図り、持って住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとされております。この過疎計画は過疎地域市町村が総合的、計画的な自立を図るための方針と対策を明らかにするもので、法では計画を定めることができると規定し、策定の義務はありませんけれども計画を定めることが法に基づく財政上の特別措置の前提としておりますので策定するということです。計画に掲載した事業全てが特別措置の対象となるものではなく、起債が保障されるというものではありません。それではこの計画の策定に当たっての経過について簡単にご説明します。本年3月26日に過疎法の一部改正が国会で議決され、同日に議会全員協議会で過疎地域の指定についてご説明させていただきました。その後4月1日に法が施行され、公示団体となりました。計画の策定に向けては4月21日に前総務省過疎対策室長を招いて研修会を開催し、各課に計画作成の依頼を行いました。5月に各課に各課から提出された内容をヒヤリングし素案を取りまとめ行っております。そして6月26日の議会全員協議会で素案の説明を行い、7月1日からパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントでは2件の意見があり計画の内容の参考とさせていただいております。その素案につきましては胆振振興局との事前協議を経て、文言整理など修正協議を行ったあと北海道との正式協議がされ、9月2日に協議が整い計画案の議案提出となっております。議決後につきましては、速やかに国に提出するということが予定されております。計画が策定されましたら起債関係の事業調整を10月末に行い起債申請を行う予定となっております、財源が決定された段階で議会に補正予算として提出させていただくという予定となっております。

次に計画の概要についてであります。まずこの過疎計画の事業の掲載については大きな項目の2項目目の産業の振興から、10のその他事項まで計画事業として平成26年、27年度の2カ年分の実施が見込まれる事業を掲載しております。いずれも過疎対策として必要な事業を掲載しておりますが、掲載事業が全て実施するということの確約するものではありません。計画段階での掲載であり、予算編成とともに事業決定がされてまいります。そのことに伴い、追加事業等が発生した場合にはその都度計画変更を行い議決を経ることとなります。次に総合計画との関係ですが、計画間関係といたしましては総合計画に包含される計画であるという位置づけがあります。ですから過疎計画の基本方針は総合計画に示されている5項目の基本方針と同様としておりまして、それぞれの施策目標も総合計画に準じてつくられております。それでは計画の内容について簡単に順次説明させていただきます。

計画書のほうをご覧くださいと思いますが、まず1ページ目をお開きください。1項目目の基本的な事項についてです。1点目の白老町の概況については、自然、歴史、社会、経済的諸条件と過疎の状況、社会的経済的発展の方向の概要について記述しております。

続いて3ページ、2点目の人口及び産業の推移と動向については、人口の推移と動向を昭和35年から国勢調査年ごとに掲載し記述しており、5ページには産業別人口の推移と動向を昭和35年から国勢調査年ごとに掲載し記述しております。

続きまして7ページ、3点目白老町行財政の状況につきましては、行財政状況として経常収

支比率、財政力指数、実質公債費比率を記述し財政の状況を12年度から24年度までで表で表しております。

9ページは施設整備水準の現況を記述しておりまして主要公共施設等の整備状況を昭和55年度から平成22年度までを表で表しております。

10ページ、4点目の地域の自立促進の基本方針については第5次総合計画の基本方針による展開と町の将来像を目指すことを記述し、11ページからの基本方針と施策目標についても総合計画との整合を図って記述しております。

続きまして15ページ、5点目の計画期間につきましては26年度、27年度の2カ年計画としております。次に同じく15ページ、2項目目の産業の振興についてです。1点目の現況と問題点につきましては、1次産業では後継者不足の深刻化、2次産業では企業の合併合理化、撤退など、3次産業では購買力の流出、交流人口の減少などを記述しております。

18ページ、2点目のその対策については基盤整備や安定供給など自立促進に資する強化策を上げ、3点目の計画には農業や港湾の基盤整備事業や産業振興のソフト事業などを掲げております。この計画の中でそのあとの項目も共通しておりますが、過疎地域自立促進特別事業という欄にはいわゆるソフト事業を掲載しております。

続いて20ページ、3項目目の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についてです。1点目の現況と問題点については道路と情報化について記述し、22ページ、2点目のその対策は道路通信網等の整備を上げ、3点目の計画には町道整備やコンビニ収納などを掲げております。23ページ4項目目の生活環境の整備についてでございますが、1点目の現況と問題点は水道施設、下水処理施設、し尿処理施設、環境衛生、火葬場、消防・救急体制、住宅、公園・緑地、河川について記述し、25ページ、2点目のその対策は整備更新、維持補修などを上げ、26ページ3点目の計画には各施設の整備、更新事業と住宅などの促進事業を掲げております。

27ページ、5項目目の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてであります。1点目の現況と問題点は高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、母子保健、感染症予防対策について記述し、30ページ、2点目のその対策は体制整備やサービスの提供などで上げ、31ページ、3点目の計画には耐震整備やソフト事業などを掲げております。

32ページ、6項目目の医療の確保についてです。1点目の現況と問題点は医療体制とその取り組みについて記述し、2点目のその対策は改善、活用などを掲げ、3点目の計画にはソフト事業の医師確保対策事業を掲げております。

次に33ページ、7項目目の教育の振興についてです。1点目の現況と問題点は小学校、中学校、学校給食センター、学校教育、社会教育、体育スポーツについて記述し、34ページ、2点目のその対策は環境整備や改修のほか、システム導入や理解普及促進などを掲げております。

35ページ、3点目の計画では教育施設の改修事業や教育振興事業などを掲げております。

37ページ、8項目目の地域文化の振興等についてでございます。1点目の現況と問題点は芸術・文化、民族文化について記述し、2点目のその対策は維持補修や機会の提供などを掲げております。3点目の計画では文化施設の補修事業や文化事業の開催などを掲げております。

38ページ、9項目目の集落の整備についてであります。1点目の現況と問題点は市街地整備、

協働のまちづくりについて記述し、2点目のその対策は制度導入や推進事業を掲げております。

39 ページ、3点目の計画につきましてはソフトの推進事業を掲げております。10項目目その他地域の自立促進に関し必要な事項についてです。1点目の現況と問題点は行財政運営について記述し、2点目のその対策はシステム構築サービス提供、基盤強化を掲げております。3点目の計画においては周知事業などを掲げております。最後に40ページからの事業計画過疎自立促進特別事業分という一覧表は各項目のソフト事業を一覧として掲載しております。なお計画に掲載した事業に対する過疎債の活用につきましては10月中に検討し選択してまいります。財政健全化プランや公債費比率などを考慮して進めていく予定であることをつけ加えて説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 1点だけ。内容はわかりました。ここで自立促進事業分が事業が保障されるものではないということはわかりましたけれども、これが決まったあと過疎債に当てはまる云々と言っていましたけれども、ここに上げたこの事業ありますね。ソフトから全部、これはもし相当な事業費がかかったときはここに羅列されてきている事業名の部分は過疎債の借り入れる対象事業に全てなっているのかどうかということだけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） この計画をつくるにあたりまして掲げた事業につきましては過疎債のハード、ソフトの対象となるものと認識して掲載しております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終わります。

日程第11、認定第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算認定について。認定第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。報告第1号 平成25年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。報告第2号 平成25年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告第3号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。この6議案は決算審査特別委員会で審議することとなっております。例年においても議案の提案のみで特に議案説明されるものではありません。よって、本日の議案説明会においては議案説明は省略することといたしますのでご承知願います。

日程第12、報告第4号 平成25年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第4号 平成25年度白老町財政健全化判断比率でございます。これは25年度決算に基づく判断比率でございますが、表の出ているとおり実

質赤字比率、連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債比率については 21.6 というところで前年に比べまして 0.8 ポイントの増加になっております。単年度の実質公債比率は昨年と同様の 21.8 でございますが、実質公債比率は 3 年間の平均数値で表示するということでございますので、その計算に当たっては小数点第 5 位までの計算になりますので 2 位以降が実は本年度若干伸びておりまして、その結果 3 年間平均しますと昨年度より 0.8 伸びているような状況でございます。次に将来負担比率については 190.3、前年対比 7.4 ポイントの減となっております。これについては起債残高、総全会計の特別会計、一般会計の起債残高が減少していることによって減少している状況になっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第 4 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 4 号の議案説明を終了いたします。

日程第 13、報告第 5 号 平成 25 年度白老町公営企業の資金不足比率についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第 5 号でございます。平成 25 年度白老町公営企業の資金不足比率についてでございます。ここの記載の水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計につきましては、資金不足比率は発生しておりません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより報告第 5 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 5 号の議案説明を終わります。

以上をもって定例会 9 月会議の議案説明は全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前 11 時 35 分）